

ふるさと納税制度が一部改正されます

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

①「ふるさと納税ワンストップ特例制度」ができました

平成27年4月1日から「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設され、確定申告または住民税申告をせずに、ふるさと納税に係る寄附金税額控除を受けられるようになりました(平成27年4月以降の寄附が対象)。

【対象となる方】

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①給与所得者・公的年金所得者等で、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用を受ける目的以外に、確定申告または住民税申告を行う必要がない方
- ②平成27年中に、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用して寄附を行った自治体の数が5団体以下の方

【手続きについて】

ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先の自治体へワンストップ特例に関する申請書を提出して下さい。

【注意事項】

- 確定申告または住民税申告が行われた場合には、ワンストップ特例に関する申請はなかったものとみなされます。
- 平成27年1月1日～3月31日にふるさと納税をした方や、5団体を超える自治体にふるさと納税をした方が、ふるさと納税について寄附金税額控除を受けるためには、これまでと同様に、寄附金の内容を含めた確定申告または住民税申告を行う必要があります。
- 確定申告書を提出する場合は、確定申告書第2表「住民税に関する事項」の寄附金税額控除欄(都道府県、市区町村分)に、寄附金額を必ず記入して下さい。
- ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税の寄附金控除の適用はされませんが、その代わりとしてふるさと納税を行った翌年の住民税から、申告特例控除という名称で所得税控除相当分が税額控除されます。

②住民税における特例控除額が拡充されます

住民税から控除される、ふるさと納税に係る寄附金税額控除のうち、特例控除額の上限が住民税所得割額の2割に拡充されます(平成27年1月以降の寄附が対象)。

問 寄附金税額控除について＝市民税課 ☎724・2114、2117 FAX050・3085・6084、町田市へのふるさと納税の手続き・ワンストップ特例制度の利用について＝財政課 ☎724・2149 FAX050・3085・5303

12月1日～7日

TOKYO交通安全キャンペーン

やさしさが走るこの街この道路

交通安全課 ☎724・1136 FAX050・3160・8039、町田警察署 ☎722・0110、南大沢警察署 ☎042・653・0110

今年、市内では高齢者に関する事故が239件、二輪車に関する事故が127件、自転車に関する事故が151件と多くの交通事故が発生しています(10月末時点)。一人ひとりが交通ルールとマナーを守りましょう。

○**重点1 子どもと高齢者の交通事故防止**
○**歩行者の方へ** 明るい服装を心掛け、反射材用品を身に付けましょう。交差点で車の運転者とアイコンタクトを取

りましょう。

○**保護者の方へ** 子どもの交通事故は午後2時～6時に多発しています。道路や周りの安全を確認させましょう。

○**高齢者の方へ** 高齢者の交通事故死者数は全体の約4割を占め、そのうちの約6割は歩行者です。信号無視や横断禁止場所での横断などルール違反はやめましょう。また、運転の自信がなくなったら、運転免許証の自主返納をお考え下さい。

○**重点2 自転車の安全利用の推進**
東京都自転車安全利用条例では、自転車利用者にヘルメット着用などの努力規定を設けています。また、交通事故に備えて保険に加入しましょう。

○**重点3 二輪車の交通事故防止**
二輪車の交通事故死者数は全体の約3割を占めます。カーブの手前では十分に速度を落としましょう。

○**重点4 飲酒運転の根絶**
酒類の提供者や車両の同乗者・提供者も罰せられます。自転車も飲酒運転になります。

○**重点5 違法駐車対策の推進**
交通量が増える年末の違法駐車は絶対に止めましょう。

お知らせ

募集

すみれ教室 児童指導員(嘱託)

対次のいずれかに該当する、幼児の療育に経験・熱意のある方

- ①保育士資格を有する
- ②幼稚園もしくは小・中学校の教員資格を有し、障がい児療育の経験がある
- ③4年制の大学で心理学または社会福祉学を専攻し、卒業した(卒業見込みを含む)
- ④障がい児療育施設において療育経験がある

若若干名

勤務期間 2016年4月1日～2017年3月31日
勤務時間 月～金曜日の午前8時20分～午後5時5分(時差勤務有り)、週4日(行事等で土日曜日、祝日勤務含む、月16日)
報酬月額19万2200円(別途交通費支給)

公開している会議 傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
町田市教育委員会定例会	12月14日(月)午前10時から	市庁舎10階会議室10-3～5		会議当日に教育総務課(市庁舎10階、☎724・2172)で受け付け
町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	12月14日(月)午前10時～正午	市庁舎2階会議室2-2	3人(申し込み順)	事前に電話で市政情報課(☎724・8407)へ

ご案内

申告をお願いします
償却資産(固定資産税)
アパートの貸し付けや飲食店経営など、市内で事業を営む法人及び個人の方は償却資産の申告をお願いします。

※12月8日までに申告書が届いていない方や、新たに事業を始めた方はお問い合わせ下さい。

募集案内の配布期間12月9日(水)まで
募集案内の配布場所市庁舎1階総合案内、各市民センター、

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

選考書類審査、面接、実技
履歴書・小論文(応募動機・自己アピール・入所後の抱負について原稿用紙800字以内)・保育士資格証等のコピーを、12月14日午後5時までに(必着)に、直接または郵送ですみれ教室(〒194-0021、中町2-13-14)へ。

問 同教室 ☎726・6570 FAX726・0454

東京都施行型 都民住宅入居者(空き家(抽選)129戸)
都内に居住していること、自ら居住するための住宅を必要としていること、所得が定められた基準に該当すること等の資格が必要です。詳細は募集案内でご確認ください。

問 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎03・3498・8894 (募集期間中のみ)、町田市住宅課 ☎724・4269 FAX050・3161・6109

皆様のご意見をお寄せ下さい 新・町田市子どもマスタープラン(案)

問 子ども総務課 ☎724・2876 FAX050・3101・8377

少子化の進行など、子育てを取り巻く課題が依然として解消されていないため、「町田市子どもマスタープラン」に引き続き、5年を1期とする10年間の計画「新・町田市子どもマスタープラン」を策定します。

【新・町田市子どもマスタープラン(案)の概要】
〈計画期間〉2015年4月1日～2025年3月31日
〈目的〉子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出すため、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
〈内容〉
○計画の概要
○町田市の子どものとりまく状況
○計画の基本的な考え方
○施策の展開
○計画の推進
※計画書素案は、市民や有識者からなる「町田市子ども・子育て会議」で審議し、作成されたものです。これを資料として公表します。

【意見の提出方法】
○**募集期間** 12月28日(月)まで(必着)
○**資料の閲覧・配布** 計画(案)の概要は、町田市ホームページに掲載するほか、次の窓口で閲覧及び資料の配布を行います(各窓口で開所日・時間が異なります)。
市政情報課・広聴課(市庁舎1階)、子ども生活部各課窓口(市庁舎2階)、各地域子育て相談センター、すみれ教室、ひなた村、大地沢青少年センター、各子どもセンター、学童保育クラブ(中央、森野、金森第二、つるっこ、相原たけのこ)、各市民センター、各駅前連絡所、木曾山崎・玉川学園の各コミュニティセンター、各市民立図書館、町田市民文学館、生涯学習センター、男女平等推進センター
○**意見等の提出方法** 郵送、FAX、Eメール、または担当課ほか資料を配布している窓口へ直接提出して下さい。郵送の場合は、配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)をご利用いただけます。
○**担当課** 子ども総務課(〒194-8520、森野2-2-22、市庁舎2階、☎724・2876 FAX050・3101・8377) mc2160@city.machida.tokyo.jp)

一注意事項一
○書式は自由ですが、住所・氏名・連絡先・件名を明記して下さい。
○電話、窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。
○ご意見への個別回答は行いません。
○公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
○寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、2016年2月中に町田市ホームページ及び上記資料配布場所で、公表予定です。